

東京社保協第5回常任幹事会・資料集

2017年8月24日(木) 東京労働会館5階地評会議室



- 1 介護をよくする東京の会事務局会議報告
- 2 第44回オリパラ都民の会運営委員会レジメ
- 3～5 都議会会派役員名簿
- 6 厚労省「平成29年度地域別最低賃金額改定の目安
- 7～8 東京都最低賃金の26年引上げを答申
- 9 新聞記事「最低賃金25円上昇」(8月18日付日経)
- 10 新聞記事「国保保険料統一進まず」(8月17日付日経)



「介護をよくする東京の会」第8期 第6回事務局会議報告

日時：8月4日（金）14：00～ 会場：東京自治労連会議室

出席：久保（地評）、中村（医労連）、及川（民医連）、相川（社保協）、森永（全国ヘルパー）
西銘（医労連）横田（福保労）、岡村（年金者組合）、杉山（東京自治労連） 下線欠席

<報告事項>

1、前回（第8期第5回）事務局会議報告を添付した

◎総合事業自治体アンケートは30自治体から回答（48%）、引き続き回答を追求する。

◎事業所アンケートは、7月末現在109事業所（東部161）合計270事業所より回答

2、各団体等の報告

（足立）国保料の値上げで約8千件の問合せ・抗議が殺到。足立社保協総会を9/7に開催予定で、記念講演で芝田先生を予定。10/21になんでも相談会を計画。足立第7期事業計画については、11月パブコメ予定で、それに対して10/12に介護フォーラムを行う。江東区の総合事業のB事業（モデル）に対して、他自治体からの見学が多くみえている。（自治労連）地域医療構想調整会議が開催されているが、7/29に地域医療交流会を開催し40人が参加した。

3、協議事項

1) 各自治体の総合事業実施状況及び予定の「自治体アンケート」の集約については40以上を目標に引き続き集約していくことを確認した。

2) 介護フォーラムとして、10月8日（日）午後にラパスホールで開催することを確認。内容は：①地域報告、②事業所報告、③基調報告（自治体・事業所アンケート分析など）を基本に、それぞれの分野・事業所の報告者を確定させていくことを確認した。

3) 8月中に「介護フォーラム」のチラシを作成し、各団体・地域に送付していくことを確認した。また、各自治体の議員へは別途案内を8月中に郵送する。

4) 11月を目途に介護・障害者などの、利用者・家族、労働者、事業所などを束ねるシンポ・学習会などを、障害者団体や障害者事業所と共同して開催できるよう検討していくことを改めて確認した

5) 介護保険制度改正に関する「厚労省レクチャー」を8月30日（水）13時～15時の時間で、参議院議員会館102会議室で実施するので、参加者を組織していく。

6) 今後の日程を確認した。

8月14日（金）	巣鴨駅宣伝行動	12：00～13：00
9月14日（木）	〃	10：00～11：00
10月14日（土）	とげぬき地蔵通り前	11：00～13：00
10月22日（日）	介護全国学習交流集会	13：00～ 林野会館

次回日程：9月5日（火）14：00～ 東京自治労連4階会議室（予定）

第44回2020オリンピック・パラリンピックを考える都民の会運営委員会レジュメ

出席＝

1 7月18日以後の都民の会の活動とオリパラの動き

7月26日 晴海選手村土地投げ売りを正す会総会

8月 2日 IOCへ要請文を送信（ロックスバーグ宛）（返事がない）

2 選手村現地視察と晴海選手村土地投げ売り問題学習会

*8月30日（水）17:00 晴海客船ターミナル1階（現地視察）

18:30 ほっとプラザはるみ2階（学習会）

*参加組織：80人

正す会（含臨海都民連）30 スポーツ連盟15 地評2 革新都政の会3 自治労連3

新建5 自由法曹団3 新婦人3 民医連3 都議団2 社保協3 他10

Facebookから2名参加予定

*投げ売りを正す会への入会の組織

*当日の進行

*学習会後の活動計画

3 大会経費問題及び透明化に向けた共産党都議団との懇談会

*オリパラ特別委員会での焦点

*大会経費問題

*滞る都民への透明性を拡大

*日程調整をする。

4 その他

*IOCへの要請文と鏡文の翻訳費用が発生する予定（未請求）

*学習会の会場費、講師謝礼などの予算化

次回オリパラ都民の会運営委員会

2017年 9月 日（ ） 時 分より 東京労働会館 5階会議室

都議会の紹介 議員の紹介 会議の結果と記録 傍聴・見学 調査・友好交流など

トップ 7 議員の紹介 7 議員名簿 7 会派役員名簿

会派役員名簿

() は就任・再任・変更年月日

都民ファーストの会 東京都議団 (平成29年8月8日)

団長	石毛しげる
幹事長	増子ひろき
幹事長代理	小山くにひこ
副幹事長	栗下善行 岡本こうき 山田ひろし
政務調査会長	山内晃
政務調査会長代理	伊藤ゆう 木村基成
副政務調査会長	石川良一 田の上いくこ たきぐち学 中山ひろゆき 本橋ひろたか 米川大二郎 桐山ひとみ
総務会長	荒木ちはる
副総務会長	馬場信男 ひぐちたかあき

都議会公明党 (平成29年8月8日)

議員団団長	中嶋義雄
幹事長	東村邦浩

幹事長代行	谷村孝彦
副幹事長	のがみ純子 上野和彦
政務調査会長	橘正剛
政務調査会長代行	中山信行
副政務調査会長	大松あきら 遠藤守 栗林のり子 斉藤やすひろ 加藤雅之 小林健二
議員団顧問	藤井一 小磯善彦

東京都議会自由民主党（平成29年8月1日）

幹事長	秋田一郎
幹事長代行	山崎一輝
副幹事長	川松真一郎 伊藤しょうこう 高島なおき
政務調査会長	鈴木章浩
政務調査会長代行	小宮あんり
政務調査会副会長	小松大祐 宇田川聡史
総務会長	早坂義弘
総務会副会長	柴崎幹男 吉原修

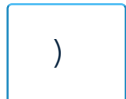
日本共産党東京都議会議員団（平成29年7月23日）

団長	曾根はじめ
幹事長	大山とも子
政策調査委員長	清水ひで子
副幹事長	和泉なおみ 白石たみお

政策調査副委員長	あぜ上三和子 とくとめ道信 尾崎あや子 里吉ゆみ
----------	-----------------------------------

都議会民進党 (平成29年7月23日)

幹事長	中村ひろし
幹事長代行	山口拓
副幹事長	藤井とものり
政務調査会長	西沢けいた
政務調査会副会長	宮瀬英治



[サイトのご利用について](#)
[サイトポリシー](#)
[アクセシビリティ方針](#)
[個人情報保護方針](#)
[お問い合わせ](#)
[リンク集](#)

東京都議会議会局管理部広報課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 電話03-5320-7126 Fax03-5388-1779

Copyright © Tokyo Metropolitan Assembly All Rights Reserved.

平成29年7月27日
【照会先】
 労働基準局賃金課
 課長 増田 嗣郎
 課長補佐 大野 希望
 (代表電話)03(5253)1111(内線5532)
 (直通電話)03(3502)6757

報道関係者各位

平成29年度地域別最低賃金額改定の目安について

～ 目安はAランク26円、Bランク25円、Cランク24円、Dランク22円 ～

今日開催された第49回中央最低賃金審議会で、今年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が取りまとめられましたので、公表いたします。

【答申のポイント】

(ランク注ごとの目安)

各都道府県の引上げ額の目安については、Aランク26円、Bランク25円、Cランク24円、Dランク22円（昨年度はAランク25円、Bランク24円、Cランク22円、Dランク21円）。

注. 都道府県の経済実態に応じ、全都道府県をABCDの4ランクに分けて、引上げ額の目安を提示している。現在、Aランクで6都府県、Bランクで11府県、Cランクで14道県、Dランクで16県となっている。参考参照

(参考)各都道府県に適用される目安のランク

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

この答申は、今年の6月27日に開催された第48回中央最低賃金審議会で、厚生労働大臣から今年度の目安についての諮問を受け、同日に「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会」を設置し、4回にわたる審議を重ねて取りまとめた「目安に関する公益委員見解」等を、地方最低賃金審議会にお示しするものです。

今後は、各地方最低賃金審議会で、この答申を参考にしつつ、地域における賃金実態 調査や参考人の意見等も踏まえた調査審議の上、答申を行い、各都道府県労働局長が地域別最低賃金額を決定 することとなります。

今年度の目安が示した引上げ額の全国加重平均は25円（昨年度は24円）となり、目安額どおりに最低賃金が決定されれば、最低賃金が時給で決まるようになった 平成14年度以降で最高額となる引上げ となります。

また、全都道府県で20円を超える目安額となっており、引上げ率に換算すると3.0%（昨年度は3.0%）となっています。

- ☞ [表紙\(PDF:127KB\)](#)
- ☞ [別添 平成29年度地域別最低賃金額改定の目安について\(答申\)\(PDF:68KB\)](#)
- ☞ [別紙1 平成29年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解\(PDF:79KB\)](#)
- ☞ [別紙2 中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告\(PDF:96KB\)](#)

厚生労働省
東京労働局発表
平成29年 8月 7日

担 当	東京労働局労働基準部賃金課
	課 長 古賀 睦之
	賃金指導官 若月 知宏
	電 話 03-3512-1614

東京都最低賃金の26円引上げを答申

東京地方最低賃金審議会（会長：都留 康）は、東京労働局長（局長：勝田智明）に対し、東京都最低賃金を26円引き上げて、時間額958円に改正するのが適当であるとの答申を行いました。

- 1 本年7月5日、東京労働局長から東京地方最低賃金審議会に対し諮問を行った東京都最低賃金（地域別最低賃金）の改正について、同審議会は審議の結果、8月7日、現行の最低賃金の時間額932円を26円引き上げ（引上率2.79%）て、958円に改正することが適当である旨の答申を行いました。
- 2 この「26円」の引き上げ金額は、中央最低賃金審議会の「平成29年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」において示された目安通りの金額です。
- 3 東京労働局長は、答申内容の公示等所要の手続きを経て、本年度の東京都最低賃金の改正を決定する予定です。

〔参考 1〕

最低賃金について

1 適用

東京都最低賃金は、東京都内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく適用されます。

派遣中の労働者については、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。

2 金額

次の金額は、最低賃金に算入されません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ③ 1月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ④ 時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

〔参考 2〕

過去 10 年間の改正状況

	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
引上額	20円	27円	25円	30円	16円
時間額	739円	766円	791円	821円	837円

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
引上額	13円	19円	19円	19円	25円
時間額	850円	869円	888円	907円	932円

〔参考 3〕

最低賃金法第 4 条第 1 項

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

最低賃金法第 40 条

第 4 条第 1 項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、50 万円以下の罰金に処する。

〔参考 4〕

厚生労働省では、最低賃金及び賃金の引上げに向けた環境整備を図るため、以下の最低賃金及び賃金の引上げに向けた生産性向上等のための支援を実施しています。（①～③別添リーフレット参照）

- ① 業務改善助成金（中小企業向け）
- ② キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）
- ③ 人事評価改善等助成金

